

地区計画の区域内における行為の届出書

届出日を記載
※行為に着手する30日前までに届出が必要です!!

記載例

令和 元年 5月 1日

函館市長 様

住所 函館市東雲町●番●号
届出者 氏名 ●●●●

該当する行為の口を塗りつぶす ※2以上でも可

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築または工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態または意匠の変更
- 木竹の伐採

届出者が法人の場合、法人の名称と代表者氏名を記載

について、下記により届け出ます。

函館市は定めていません

記

地番を記載

- 行為の場所 函館市 東雲町 ●番●●
- 行為の着手予定日 令和 元年 6月 1日
- 行為の完了予定日 令和 元年 8月 30日
- 設計または施行方法 区画形質の変更がある場合 該当する行為の口を塗りつぶす

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積	m ²		
(2) (イ) 行為の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 工作物の建設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転			
建築物の建築または工作物の建設の概要	(ロ) 届出部分	届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積			230.55 m ²
	(ii) 建築または建設面積	80.00 m ²	0.00 m ²	80.00 m ²
	(iii) 延べ面積	120.00 m ²	0.00 m ²	120.00 m ²
	(iv) 地盤面から	※ m ²	※ m ²	※ m ²
(v) 緑化施設の面積	※ m ²	(vi) 用途	専用住宅	
用途変更の場合	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(3) 建築物等の用途の変更	m ²	変更部分が二以上ある場合、各部分毎に記載		
(4) 建築物等の形態または意匠の変更	変更の内容 建築物等の形態または意匠を定めている函館駅周辺地区の場合			
(5) 木竹の伐採	伐採面積	※ m ²		

届出内容に係る連絡先

住所 函館市若松町●番
会社名 (株)●×△設計
届出内容の確認等のため、必ず記載!
担当者名 ●●●●
電話番号 ●●-●●●●●●

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築または用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄および(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

備考の4, 6は、函館市では定めていない地区計画の注意事項です